

認知症の財産管理

生活研究部門 宮内 康二
miyauchi@nli-research.co.jp

1. はじめに

認知症高齢者の多くは、生活上必要な契約を合理的に結ぶ能力に乏しい。しかし、生活においては介護サービス契約を含め、様々な場面で契約を結び必要なサービスを購入しなければならない。現在200万人、将来的には500万人とも推計される認知症高齢者の契約を正しく遂行するにはどうすればよいか。

成年後見制度は、精神障害などにより合理的判断ができない人の財産管理や身上監護を行う仕組みである。支えられる人を被後見人、支える人を後見人という。よい制度なので利用している人も多いだろうと思いきや実利用数は極めて少ない。200万人の認知症高齢者がいるにも関わらず、成年後見制度を活用している人は数万人に過ぎない。

制度が利用されない背景には、制度そのものが知られていない・制度のイメージが悪い・手続きが難しそう、など制度の中身そのものと直接は関係ない理由が多いと言われる。このような阻害要因は、高齢者の権利や契約に対する関心や議論が盛んになることとで徐々に除去されていくことを期待したい。

本稿では、成年後見制度を取り巻く環境ではなく、介護研究に比して研究があまりなされていない成年後見を研究対象とした場合、どのような視点が考えられるかを提案したい。

2. 成年後見制度の流れ

後見制度の流れはおおよそ、申し立て→鑑定・調査→審判→後見人選出・後見監督人選出→後見活動→終了、である。

筆者がここで提案する内容は、審判までの入り口と、それ以降の過程に大別される。

入り口の視点は、ある人の財産管理能力がある・ない、もしくはその程度をいかに測定し判断するかということである。以下に、鑑定の実際を紹介する。過程の視点は、守ること、見張ること、守られることとはつまりどのような行動であり、それを遂行するに必要な知識や技能は何かということである。

3. 財産管理能力の精神医学的鑑定

後見審判に求められる鑑定は主に、精神科医により行われる。財産管理能力に関する鑑定主文の代表例文は、「被鑑定人は、アルツハイマー型認知症にかかり、軽度の精神機能障害があるので、自らの財産を一人で管理・処分することができない。また、このような状況が回復する見通しはない。」である。

このような主文を書くため、あるいは書かざるために精神科医は、①精神状態（「今日は何月何日ですか」「野菜の数をできる限り多く言って下さい」などの質問に対する正解数の多寡で測定）、②日常生活観察、③身体状況（理学所見・

臨床検査・脳画像ほか)、の結果を踏まえ総合的判断のもと財産管理能力のレベルを決める。

この測定方法は経験科学的に妥当とされているので、精神科医による鑑定書は、家庭裁判所が認知症高齢者の財産能力を審判する際の重要な参考資料となる。

ここで気になるのが、MRIによる脳の萎縮度合いや野菜の数を多く言えることと、日々の買い物や不動産売買などの経済行為が同一能力に基づくものかということである。精神科医にヒアリングをしてもその連続性は不正確であるという。やはり、精神鑑定＝財産管理能力判定という等式がどの程度成り立つのかを研究する必要がある。

4. 財産管理能力を測定する試み

財産管理能力そのものを測るツールは未開発だが、財産管理を適切に行うためにはどのような能力が必要かを規定する試みとして2003年に金銭管理能力を評価する尺度（FCAT：Financial Competency Assessment Tool）が紹介された。

FCATは6領域で構成される。それぞれ、①基本的金銭スキル、②金銭概念、③金融機関利用、④物品購入、⑤金銭的判断、⑥収支把握である。

各領域に付帯する項目数は26である。先に上げた領域に合わせて上から順に、「百円と千円はどちらが大きいですか」「1週間2万円で生活するためには1日平均いくら使うことができますか」、「借金とはどういう意味ですか」「銀行は何をするところですか」、「これを銀行のATMと思って2万円引出して下さい」「財布のお金(3696円)で、これら(飴、歯磨き粉、ペットボトル)を買って下さい。」、「車を買う時にローンを組むことになりました。あなたならどのように組みますか」「友人にお金を貸してほしいと頼まれました。あなたならどうしますか」、「一ヶ月の収入と支出を把握していますか」「お金のやりくりで工夫していることはありますか」、などがある。

26点満点中20点以下を金銭管理能力無しとす

ることの妥当性が認められたようだがFCATについては更なる検証が必要である。

5. 調査官の調査に関する研究

精神鑑定や心理測定による鑑定に並び、家庭裁判所の調査官による調査報告も後見審判の重要参考となる。調査官はどのような方法で調査をしているのであろうか。ある地裁に問い合わせたところ、後見調査のガイドラインのようなものはないという回答を得た。別の情報では、調査官による調査書は全てが記述文章であるという。

精神鑑定に並んで調査報告データが審判における重要な根拠になる以上、調査官の調査方法や評価も一定の科学性を持つ必要があるのではないか。このような科学性があって初めて、鑑定および調査という後見の入り口が整理されると考える。

6. 審判以降の過程研究

3. 4. 5. が前述の入り口にかかるものであるのに対し、それ以降の過程研究の課題としては、以下のような視点がある。すなわち、後見人として被後見人を守るためにはどのような知識や技能が必要か。後見監督人として後見人を監督するにはどうすることが適切か。被後見人の行動はいかなるものか。これらの観察を行い整理することで、守られる人・守る人・見張る人の関係が見えてくる。それはすなわち、後見の過程評価のツールとなり、後見制度の円滑な運営を支援するだろう。

後見人養成や後見にかかる費用支弁の仕組み構築も、成年後見が広く活用されるためには必須要件だが、ここでは割愛する。

7. おわりに

介護保険に満足・依存せず、認知症高齢者の権利という見えない価値を守る仕組みを、具体的に構築してこそ、納得と安心の高齢社会が実現されよう。